

福山市民病院医薬品価格適正化支援業務公募型プロポーザルを実施するにあたり、次のとおり企画・提案を募集します。

2026 年（令和 8 年）2 月 20 日

福山市民病院事業管理者 高倉 範 尚

## 1 業務概要

- (1) 業務名 福山市民病院医薬品価格適正化支援業務
- (2) 業務場所 福山市民病院が指定する場所
- (3) 業務内容 医薬品価格適正化支援業務 ※別紙仕様書のとおり
- (4) 業務履行期間 2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

## 2 見積限度額

見積限度額は 8,937,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号ないし第 5 号及び第 6 号に規定しない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 福山市民病院医薬品価格適正化支援業務に関するプロポーザル実施要領及び仕様書に示す要件を満たすこと。
- (8) 本業務と同種の業務について、急性期機能を有する医療機関と 1 年以上継続して受託中であること。

## 4 評価基準・評価項目

別紙「評価基準・評価項目」のとおり。評価方法は提案書に係るプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査表に基づき加算方式による採点及び審査を行います。

## 5 受注候補者の特定

福山市民病院医薬品価格適正化支援業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価が高い順に、最優先交渉権者1名、次順位者1名を選定し、本業務の受注候補者として特定します。

## 6 参加申込の手続等

### (1) 担当課

福山市民病院 経営企画部 管理課

〒721-8511 福山市蔵王町五丁目23番1号

TEL : 084-941-5151 FAX : 084-941-5159

E-mail : byouin-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp

### (2) 選考スケジュール

公 告	2026年（令和8年）2月20日（金）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）2月20日（金）から 同年3月5日（木）午後5時まで
質問書受付期間	2026年（令和8年）2月20日（金）から 同年3月6日（金）正午まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2026年（令和8年）3月10日（火） 随時、福山市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2026年（令和8年）2月20日（金）から 同年3月5日（木）午後5時まで
参加資格確認結果の通知 期限	2026年（令和8年）3月6日（金）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）3月6日（金）から 同年3月16日（月）午後5時まで
プレゼンテーション （ヒアリング）の実施	2026年（令和8年）3月23日（月）
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）3月25日（水）

### (3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

#### ア 配付期間

2026年（令和8年）2月20日（金）から同年3月5日（木）午後5時まで

#### イ 配付場所

(1)に同じ。

※福山市ホームページからダウンロードできます。

( <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shiminbyoinkanri/> )

### (4) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

### (5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者と

しての適否を審査します。また、1者のみ場合はプレゼンテーションを省略する場合があります。

(6) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会において「同点の場合の決定方法」に従い、受注候補者を決定します。

## 7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て病院事業管理者が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と当院との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が企画提案書提出時に提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

(3) 病院事業管理者が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

## 8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の見積限度額を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと病院事業管理者が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると病院事業管理者が認めた場合

(6) その他当院の指示に違反する場合

## 9 その他の留意事項

(1) 詳細は、福山市民病院医薬品価格適正化支援業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによります。

(2) このプロポーザルは、福山市議会における当該契約に係る令和8年度病院事業会計予算が成立した時をもって効力を生じるものとします。なお、議決を得られなかった場合、参加者に生じた損害について当院は何ら責めを負わないものとします。